

文教厚生委員会会議録

- 1 期 日 令和3年7月2日(金)
- 2 会 場 第3委員会室
- 3 開会時刻 午前10時25分
- 4 閉会時刻 午前10時52分
- 5 出席者 委員長 嶺岡慎悟 副委員長 窪野愛子
委員 二村禮一 委員 勝川志保子
" 橋本勝弘 " 山田浩司
" 高橋篤仁
- 当局側出席者 健康福祉部長、こども希望部長、教育部長、
所管課長
事務局出席者 議事調査係 竹原俊輔
- 6 審査事項
・議案第96号 令和3年度掛川市一般会計補正予算(第7号)について
第1条 歳入歳出予算の補正
歳入中 所管部分
歳出中 第3款 民生費
- 7 会議の概要 別紙のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和3年7月2日

市議会議長 松本 均 様

文教厚生委員長 嶺岡 慎 悟

7 会議の概要

令和3年7月2日（金）午前10時25分から、第3委員会室において全委員出席のもと開催。

- 1) 委員長あいさつ
- 2) 付託案件審査

- ・議案第96号 令和3年度掛川市一般会計補正予算（第7号）について
 - 第1条 歳入歳出予算の補正
 - 歳入中 所管部分
 - 歳出中 第3款 民生費

〔福祉課、説明 10:26 ～ 10:28〕

〔質疑 10:28 ～ 10:40〕

○嶺岡委員長
担当課の説明が終わった。質疑をお願いいたします。

○勝川委員
限度額貸し付けが終わっている世帯が6世帯あって。他にも可能性がある世帯が、26世帯ちょっとだと思うんですけど。この貸付制度の部分で、あの全体で、貸し付けを利用されている世帯数とかってというのはわかりますか。この方達も、何回も何回も申請をし続けている訳ですよ。だから、今の時点で、この限度額まで行ってる方もいるわけなんですけど。あのもし、この8月以降の延長がされるようなことがあった場合に、引っかかってくる可能性がある世帯数ってというのは、そこのところを押さえないのですが。

●沢崎福祉課長
はい。緊急小口資金を借りている方が673件。総合支援資金を借りている方が192件、いらっしゃいます。

○勝川委員
そうしますと、緊急小口資金だけじゃなくて、総合の方を借りている方が192件あるということは、ここの方達がこの制度変更を、今後あった場合には、同じように、あの、この貸し付け限度額ですよ。そこに行ってしまうっていう可能性はある、ということですか。それとももう8月で打ち切りで、これ以上増える可能性はないのか。どっちになりますか。

○嶺岡委員長
はい。沢崎課長。

●沢崎福祉課長
基本今ですね、8月までに終わる方を見込んで26件という数字を出しておりますので、その中で、借りない方もいる、就労に繋がる方も、満額借りた6件の方の中にも、もう就労してしまっているということが考えられますので、それよりも減ることが考えられます。ただ、今後これから貸し付けをする方が、基本は3か月ということなんですけど、中にもしかしたら、短期間で借りられる方がいた場合には、8月までに申請という、申請の期限は終わりが決まっておりますので、それまでに社会福祉協議会の方の貸し付けが終了になる方は対象で申請ができるということになっております。そういう方が若干いらっしゃる可能性は、あるかもしれません。

○勝川委員
そうすると、これ、8月末で終わってしまうので。この後のことっていうのは、まだ何も白紙でわからないっていう風に考えた方がいいですか。

● 沢崎福祉課長

はい。あの、現在国の方から示されているのは、社会福祉協議会の方でやっている貸し付けの方も、8月末まで延長がされました。それで、うちの方の新規にこれお認めいただけるとやるのも、申請が8月末までということになっております。一応、そこで終了ということになるものですから。それ以降についてはもし生活がそれまでに自立出来ていけない方については、生活保護の申請が増えてくるという認識でおります。

○ 窪野副委員長

先ほど、あのご説明の中で、1人が6万円、2人が8万円、3人以上が10万円という話でしたけれども。この割り振りってというのは、何か根拠があつてですか。どこかで伺ったかもしれませんけど。

○ 嶺岡委員長

はい。沢崎課長。

● 沢崎福祉課長

はい。あの今回、国の方から示されている要領に基づき、市の方の要綱を制定させていただく予定でおりますので、その国と全く同じ金額で支給をさせていただきます。

○ 窪野副委員長

はい。ありがとうございます。

○ 嶺岡委員長

他に質疑。よろしいですか。私の方から。1点、歳入の区分なんですけど生活保護費、8ページに書いてある。生活保護費の国庫補助金の中に、区分で入っているかと思うんですけども。これは、生活保護とは位置づけは別だけど、ここに入れるという考えで。やってらっしゃいますか。はい。沢崎課長。

● 沢崎福祉課長

はい。すでに当課で実施しているコロナの関係で増えています、住宅確保給付金も、こちらの補助金の方にメニューとして入っております、同じところに追加をさせていただきたいと考えております。

○ 嶺岡委員長

他に質疑よろしいでしょうか。いいですか。それでは質疑を終結したいと思います。

[討 議]

○ 嶺岡委員長

委員間討議をお願いします。意見のある方はお願いします。

○ 勝川委員

昨日も、福祉課に行って詳しくお話を伺ってきたんですけど。やっぱりこの社会福祉協議会が行っている、あの特例の、貸し付けっていうのが、けっきょく積み上げて行くんですけど、就労して、住宅、住民税非課税から抜けると、債務になってくるんですよ。返さなければいけない。これ特例で、償還で返すときに非課税になっていれば、免除っていう規定があるんですけど。就労をとにかくしようという支援策でもあるわけですよ。就労して、そこが非課税から抜けると、結局、困窮してた皆さんの肩に、債務として乗っかってくることも考えられる。そういう貸し付け制度になっているっていうか。で、やっぱりこういう形で給付するっていうことは、債務になりませんので。あの、大事なことでかなという風に考えるとところもあるんですよ。これが全部限度額のところまで、積み上がった方だけの措置になってくるのか。もうどうにもなくなってしまう。この、打ち切りになっている方への給付であつて。貸し付けを受けている方々のところへの給付ではないので、やっぱ、この制度ってもっときちんとした形で困窮者をしっかり救えるような制度にしていけないといけないんじゃないかなというのを。話を聞

いていて思ったところがあります。なので、この制度はまるで、その今までの貸し付けとは違う形で市が行うことになっていて、社会福祉協議会もすごいこの貸し付け制度のせいで、すごい疲弊してる職員も、大変なことになっているって聞いている。それがあの、福祉課の窓口の申請になるということも聞きましたので。その負担は、ないだろうということもわかったし。反対するあれはないなどは思ってるわけなんですけど。やっぱり本当にこれで大丈夫かというとな、決してこれで大丈夫じゃないし。8月で特例貸し付け、終了しちゃうっていつてるし、そこら辺だっただうするのって話でもあるし。その債務、背負わせるようなことをずっとこうやって、続けてもいいのっていうことでもあるし。課税対象にはならないよっていうことなんだけど。これがちゃんと、課税対象にはならなくても、収入認定された場合には、生活保護の収入認定されてしまうと、そこへの繋がりがうまくいかないっていうことも出てくると思うので。やっぱり、必要な方を生活保護に繋いでいくってところを片方で、やりながら。やっぱり国に対しても、こんな付け焼き刃のやり方じゃなくて、ちゃんと単なるその、債務になりかねない貸し付けをどんどんどんどん延長していただけないで、違うことを考えて欲しいなという風に。正直な話あります。

● 沢崎福祉課長

すみません。委員長、ちょっと訂正をさせていただいて、すみません。収入認定の話なんです。生活保護にもしその後なったとき、同時申請をされていってというようなことがあった場合には、生活保護の関係では、それを収入として差し引いてお支払いするというような形にはなりません。

○ 嶺岡委員長

認定には、変わらないけどということですね。

○ 勝川委員

今の補足説明を受けると、そのところは、あの収入になるんですよね。これが入っているところ、月10万円がこの生活保護の基準のところ、引っかかってきて、その部分がたぶん、逆にうまく繋がらない。特別給付金あったじゃないですか、10万円の。あれをもらったときに、もらった月っていうのは、誰も、本当は生活保護にならなかった。10万円入ったので。そのせいで、5月の生活保護申請は、あれが入った後、無くなっているんですよ。だから、そういうことになるのは、嫌だなって。その繋がらないための、一つの制度になっちゃわないように運用して欲しいなという思いが。

○ 嶺岡委員長

今の説明も受けましたけれども。でも認定に関しては、あの入らないということなので。その月は、確かに、差し引かれるかもしれないですけど。次の月からは、生活保護もそこに繋がるという意味では、繋がるのかなという風に思っているんですけども。あの特に貸し付け等、これからの、実際国の制度の中で国のやり方がという御意見ではあるかとは思っていますけれど。いろんな付け焼き刃的な補助部分で補助を出しているというのは、今までも。経験したことの無い、未曾有の状況になっているというのが、あるかとは思いますが。ぜひ、皆さんからもその件で、御意見等ありましたら。いいですか。これからもいろいろ検証が必要かなとは思いますが。他に。意見等ある方。いいですか。では、ここで討議を終了したいと思います。

〔討 論〕

○ 嶺岡委員長

討論はあるでしょうか。

討論なし。

○ 嶺岡委員長

では以上で討論を終わりたいと思います。

〔原案の採決〕

それでは、採決に入ります。議案第96号 令和3年度掛川市一般会計補正予算（第7号）

について

全会一致にて原案とおり可決

3) その他

特になし

○窪野副委員長 以上で委員会を終了する。

4) 閉会 10:52